

訪問看護ステーション しおん

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業

運営規程

（事業の目的）

- 第1条 この規定は、合同会社 Feel が設置する訪問看護ステーション しおん（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕（以下「指定訪問看護」という）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護支援にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その居宅での療養生活や心身の状態、機能の回復を支援し、生活の質の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防を資するよう、その療養上の目的を設定し計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、利用者の所在する関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護の運営の方針）

- 第3条 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、その居宅での療養生活や心身の状態、機能の回復を支援し、生活の質の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その療養上の目的を設定し計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮したうえで、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、利用者の所在する関係市町村、居宅介護支援事業者、包括支援セン

ター、福祉事務所および保険所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービス提供に努めるものとする。

- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

- 第4条 1 事業所が、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 事業所は、指定訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師等によって訪問看護を行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業の名称及び所在地）

第5条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称：訪問看護ステーション しおん
- (2) 所在地：〒869 - 1235
熊本県菊池郡大津町大字室1728 - 1 テクノ・ヴィラ N208号室

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者（常勤職員・看護職員との兼務） 1名
管理者は、主治医の指示書に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう、必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に際し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行う。
- 2 看護職員（常勤換算2.5名以上）
看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）
保健師・看護師・准看護師 2名以上
看護師（准看護師は除く）、理学療法士及び作業療法士は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護師等は、主治医の指示による訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護にあたる。

（事業所窓口の運営日及び営業時間等）

第7条 1 事業所の営業日及び営業時間は下記のとおり定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日とする。※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及

び12月29日～1月3日を除く。

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日：月曜日から土曜日（祝日を含む）
- (4) サービス提供時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日～1月3日に関してはこの限りではない。

（指定訪問看護の利用時間及び利用回数）

第8条 居宅サービス計画に基づく指定訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

（指定訪問看護の提供方法）

第9条 指定訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（指定訪問看護の内容）

第10条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 症状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

（緊急時等における対応方法）

- 第11条
- 1 指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求めるなど適切な処置を行うと共に管理者に報告する。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
 - 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずる。
 - 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を

速やかに行う。

（利用料等）

- 第12条 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割（「一定所得者」は2割または3割）の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割（「一定所得者」は2割または3割）の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。
- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区別）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料ならびにその他の利用料の内容及び金額に際し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名または押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第13条 事業所が通常の事業を行う地域は、熊本市、合志市、菊池市、阿蘇市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、高森町とする。

（衛生管理等）

- 第14条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（相談・苦情対応）

- 第15条 1 指定訪問看護の提供に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は提供した指定訪問看護に際し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第16条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守

し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者の個人情報を利用者又はその代理人、家族の個人情報はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 1 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年1回定期的実施する
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (3) 虐待防止のための指針を整備する
 - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを県市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 1 事業所は社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用後1ヶ月の初任研修
 - (2) 年3回の業務研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなったあとにおいてもこれからの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
 - 5 指定訪問看護事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (1) 主治の医師による指示の文書
 - (2) 訪問看護計画書
 - (3) 訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 市町村への通知に係る記録
 - (6) 苦情の内容等の記録
 - (7) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録
 - 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 Feel と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和 3年 12月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 1月 27日から一部改正施行する。